令　和　３　年　度

第３回理事会議案

令和３年６月７日

一般財団法人　神戸市水道サービス公社

目　　次

第１号議案　令和２年度事業報告及び決算等の承認について ・・・・・　２頁
Ⅰ　令和２年度事業報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２頁
Ⅱ　令和２年度決算等
１．正味財産増減計算書（損益計算書）・・・・・・・・・・・・・　５頁
２．貸借対照表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８頁
３．個別注記表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０頁
４．貸借対照表及び損益計算書の附属明細書 ・・・・・・・・・・１１頁
５．財産目録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２頁
６．資産運用実績報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３頁
７．監査報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４頁

第２号議案　令和２年度公益目的支出計画実施報告書の承認について・　１５頁
令和２年度公益目的支出計画実施報告書
１．令和２年度の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５頁
２．実施事業（公益目的事業）の状況等 ・・・・・・・・・・・・１６頁
３．実施事業（継続事業）の状況等 ・・・・・・・・・・・・・・１８頁
４．その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０頁
５．監査報告書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１頁

第３号議案　定時評議員会の招集の決定について・・・・・・・・・・・２２頁

報告事項　理事長及び常務理事の職務執行の状況報告・・・・・・・・・　２４頁

［参考資料］
Ⅰ　公社の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６頁
Ⅱ　一般財団法人神戸市水道サービス公社定款 ・・・・・・・・・・２８頁
Ⅲ　一般財団法人神戸市水道サービス公社資産運用規程 ・・・・・３３頁

第１号議案　令和２年度事業報告及び決算等の承認について

Ⅰ　令和２年度事業報告

当公社は，神戸市内における水道の円滑な利用促進と適正かつ合理的な維持管理を行うために必要な事業を行い，もって神戸市水道事業の合理的な運営と市民福祉の向上に寄与することを目的として昭和40年に設立され，先行管の布設，期間満了メーターの取替，管工事などの事業を実施してきた。

昭和60年に神戸市において市民皆水道が達成されたのを契機に，当公社の事業も従来の管工事主体から水道メーターの検針・徴収業務・メーター取替業務（以下，「主要３事業」という。）に重点を移してきたが，平成19年度以降，これらの業務にも順次競争性が導入されることとなった。

こうした状況の中，平成26年２月に「神戸市水道サービス公社事業に関するあり方検討委員会」でとりまとめられた「水道サービス公社事業のあり方に関する意見」の内容を踏まえて，中期経営計画（平成26年度～平成30年度）を策定し，公社経営改革の道筋として，公民連携の推進，競争性導入への対応，新規事業の開拓及び人材育成などの取り組みを行ってきたところであるが，結果として主要３事業のうちメーター検針・徴収業務は，令和元年９月をもって受注が終了し，メーター取替業務は中部センターの１センター分のみの受注となった。

一方，新規事業として，神戸市水道局や周辺の水道事業体などでニーズの高い工事監理（設計・積算・監督）業務や，給水装置工事事業者の指定更新事務，給水装置工事事業者講習会の開催事務等に着手し，人材育成も進めながら，事業構造の変革に取り組んできた。

また，現状に即した体制の構築，正規職員の給与削減，賞与支給率の引下げなどにより人件費の抑制・削減等に努めた結果，平成30年度は６年ぶりに当期純利益を計上し，令和元年度においても引き続き当期純利益を確保することができたが，令和２年度は，新型コロナウイルスの影響等により，３年ぶりに赤字決算となった。

令和２年３月に策定した中期経営計画2023（令和２年度～令和５年度）においては，経営の継続的安定化，広域連携・他事業体の支援など技術的業務等の事業拡大，ガバナンスの強化を目標として掲げ，公社の核となる事業を従来の管理的業務から技術的業務にシフトさせていくことを前提に，行動計画，人員計画，収支計画を定めており，引き続き，次期計画が実現できる人材確保・育成など体制整備に取り組んでいく。

また，新型コロナウイルスの影響で，先行きが非常に不透明な状況が続いているが，今後とも業務量に見合った効率的な執行体制の構築を進めていく一方で，非常勤嘱託職員・高齢嘱託職員の活用など，当公社の経常費用の約４割を占める人件費の削減に努め，あわせて，一層の物件費の削減，業務効率向上策の実施等，徹底した合理化，効率化を推進するなど，あらゆる経営改善策を積み重ねることにより，神戸市水道事業の効率的な運営を図る上で，一定の役割を担っていく。

（１）期間満了メーターの取替

計量法により検定有効期間が８年と定められている水道メーターを期限到来前に取り替えた。

事業量　　２２，３１７件（撤去含む）

また，期間満了メーターのうち，様々な理由により取替が行えず，検定期間を超えたメーター（取替困難メーター）について，調査及び勧奨の業務を行った。

（２）水道施設の管理

①「神戸市水の科学博物館」の管理運営

水道事業に関する知識の普及及び啓発を図ることを目的として，歴史的建造物である奥平野旧急速ろ過場上屋に設置された「神戸市水の科学博物館」の管理運営を行った。

（令和２年10月以降は休館）

② 水道施設用地の草刈・植栽の剪定業務の監理

水道施設用地の草刈及び樹木の剪定業務の調整・監督等を行った。

③ その他

淡路島への暫定給水に伴う神戸市側（明石海峡大橋添架管を含む。）の送水管及び淡路島内の一部送水施設の維持管理を行った他，宝塚市配水施設の保守管理（令和３年５月まで実施）を行った。

（３）設計・工事関連事業

① 鵯越墓園インフラ再整備工事委託

設置以来，老朽化が著しい鵯越墓園内の給水管等水道施設の再整備工事に係る，工事発注及び工事監督を行った。（４年目）

② 工業用水メーター更新作業監理委託

工業用水道のメーター更新作業の監理，新設メーターの設置，メーター故障等の現場対応を行った。併せて，次年度のメーター更新の事前調査も行った。

③ 水道施設各所防草対策工事等

神戸市水道局の水道施設のアスファルト舗装工やコンクリート張り工，防草シートの設置工の工事発注・工事監督を行った。

④ 水管橋塗装更新工事の監理

神戸市水道局が維持管理する水管橋の塗装の劣化状況等を調査し，塗装更新が必要な水管橋の設計，工事発注及び工事監督を行った。

⑤ 工業用水道第３次改築工事の設計監理

工業用水道第３次改築工事の設計監理及び積算を行った。

⑥ 防火水槽新設工事

公園内に防火水槽を新設する工事の工事発注及び工事監督を行った。

⑦ 住宅給水直結化設計

神戸すまいまちづくり公社の管理する４住宅の給水直結化を検討し，水理計算等の簡易設計を行い，神戸市水道局と事前協議を行った。

⑧ 新須磨水族館給水基本計画策定業務

新たに建替えられる新水族館の建築計画に合わせて，既設給水管の廃止や給水管の新設引込みの計画を行い，神戸市水道局と事前協議・確認書を交換する業務を民間企業より受託した。

（４）調査・支援等事業

① 受水槽の適正管理等

定期検査の実施推進など受水槽の適正管理とともに直結給水化も含めて啓発活動を行った。

また，適正な管理が円滑に実施されるよう検査機関として定期検査等を実施した。

② 指定給水装置工事事業者の更新事務

水道法に基づく指定給水装置工事事業者の更新受付事務を行った。

③ 指定給水装置工事事業者講習会開催事務

厚生労働省通知により各事業体が行う「指定給水装置工事事業者講習会」を兵庫県下事業体が合同で開催するため，日本水道協会兵庫県支部から受託した。令和２年度は新型コロナの影響で参集型講習会開催が中止となり，テキストを配布し習得状況の効果測定を行った。

（５）その他業務

① 駐車場の経営

公社所有用地を活用して事業を行った。

② 給水管データ更新業務

新たに給水管等の維持管理に必要な給水管データの追加，修正を管路情報管理システムにより行った。

③ 給水設計台帳システム管理業務

新たに水道局各センターにおいて，給水設計書・各種承諾書の入力を行った。

④ 集合住宅の漏水修繕等

宅内水まわりの相談窓口として「集合住宅の水回り相談センター」を設置し，集合住宅の漏水修繕，水道設備改修に関するアドバイス・コンサルティング等を行った。

Ⅱ　令和２年度決算等

１．正味財産増減計算書（損益計算書）

（令和２年４月１日～令和３年３月31日　　単位　円）

科　目	当年度	前年度	増減
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1)経常収益	494,625,483	649,197,851	△ 154,572,368
事業収益	494,187,771	646,815,235	△ 152,627,464
期間満了ﾒｰﾀｰ取替事業収入	119,296,600	115,036,180	4,260,420
施設管理事業収入	91,505,579	111,539,342	△ 20,033,763
検針・徴収事務事業収入	0	83,817,620	△ 83,817,620
調査・ｼｽﾃﾑ管理等事業収入	202,528,592	223,073,801	△ 20,545,209
管工事事業収入	80,857,000	113,348,292	△ 32,491,292
雑収益	437,712	2,382,616	△ 1,944,904
受取利息	51,913	59,214	△ 7,301
雑収入	385,799	2,323,402	△ 1,937,603
(2)経常費用	495,193,329	628,799,301	△ 133,605,972
事業費	441,593,465	603,361,537	△ 161,768,072
期間満了ﾒｰﾀｰ取替事業支出	89,667,120	82,338,874	7,328,246
施設管理事業支出	99,991,697	134,703,636	△ 34,711,939
検針・徴収事務事業支出	0	96,005,106	△ 96,005,106
調査・ｼｽﾃﾑ管理等事業支出	173,667,285	181,693,404	△ 8,026,119
管工事事業支出	78,267,363	108,620,517	△ 30,353,154
管理費	53,599,864	25,437,764	28,162,100
一般管理費	53,105,574	25,317,023	27,788,551
営業外費用	494,290	120,741	373,549
当期経常増減額	△ 567,846	20,398,550	△ 20,966,396
2. 経常外増減の部			
(1)経常外収益（特別利益）	0	0	0
(2)経常外費用（特別損失）	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 567,846	20,398,550	△ 20,966,396
法人税、住民税及び事業税	172,000	226,100	△ 54,100
当期一般正味財産増減額	△ 739,846	20,172,450	△ 20,912,296
一般正味財産期首残高	257,704,958	237,532,508	20,172,450
一般正味財産期末残高	256,965,112	257,704,958	△ 739,846
Ⅱ　正味財産期末残高	256,965,112	257,704,958	△ 739,846

正味財産増減計算書内訳表

（単位：円）

科目	実施事業等会計				その他会計			法人会計	合計
	公1事業	継1事業	共通	小計	他1事業	共通	小計		
Ⅰ　一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1)経常収益									
事業収益					494,187,771		494,187,771		494,187,771
雑収益								437,712	437,712
受取利息								51,913	51,913
雑収入								385,799	385,799
経常収益計					494,187,771		494,187,771	437,712	494,625,483
(2)経常費用									
事業費	7,697,095			7,697,095	433,896,370		433,896,370		441,593,465
役員報酬					6,554,648		6,554,648		6,554,648
給料手当	7,697,095			7,697,095	151,947,551		151,947,551		159,644,646
非常勤嘱託賃金					14,745,603		14,745,603		14,745,603
委託料					46,554,297		46,554,297		46,554,297
材料費					977,256		977,256		977,256
報酬					1,754,978		1,754,978		1,754,978
旅費交通費					13,174		13,174		13,174
被服費					24,490		24,490		24,490
備品消耗品費					6,809,211		6,809,211		6,809,211
燃料費					1,336,749		1,336,749		1,336,749
光熱水費					5,005,735		5,005,735		5,005,735
印刷製本費					355,415		355,415		355,415
通信運搬費					6,102,487		6,102,487		6,102,487
手数料					1,324,668		1,324,668		1,324,668
賃借料					19,387,258		19,387,258		19,387,258
修繕費					558,205		558,205		558,205
保険料					1,474,777		1,474,777		1,474,777
厚生費					1,025,917		1,025,917		1,025,917
補償費					199,510		199,510		199,510
減価償却費					134,943		134,943		134,943
公租公課					741,899		741,899		741,899
雑費					361,039		361,039		361,039
工事請負費					166,506,560		166,506,560		166,506,560
管理費								53,599,864	53,599,864
役員報酬								857,421	857,421
給料手当								48,154,758	48,154,758
委託料								377,816	377,816
報酬								229,570	229,570
旅費交通費								125,513	125,513
被服費								2,050	2,050
備品消耗品費								204,189	204,189
燃料費								1,937	1,937
光熱水費								228,567	228,567
印刷製本費								6,473	6,473
通信運搬費								152,305	152,305
手数料								90,629	90,629
賃借料								1,835,093	1,835,093
修繕費								8,670	8,670
保険料								63,283	63,283
厚生費								131,143	131,143
減価償却費								51,190	51,190
公租公課								96,551	96,551
雑費								488,416	488,416
雑支出(営業外費用)								494,290	494,290
経常費用計	7,697,095			7,697,095	433,896,370		433,896,370	53,599,864	495,193,329
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 7,697,095			△ 7,697,095	60,291,401		60,291,401	△ 53,162,152	△ 567,846
当期経常増減額	△ 7,697,095			△ 7,697,095	60,291,401		60,291,401	△ 53,162,152	△ 567,846
2. 経常外増減の部									
(1)経常外収益									
経常外収益計									
(2)経常外費用									
経常外費用計									
当期経常外増減額									
税引前当期一般正味財産増減額	△ 7,697,095			△ 7,697,095	60,291,401		60,291,401	△ 53,162,152	△ 567,846
法人税、住民税及び事業税								172,000	172,000
当期一般正味財産増減額	△ 7,697,095			△ 7,697,095	60,291,401		60,291,401	△ 53,334,152	△ 739,846

（参考）期間損益計算書

（令和２年４月１日～令和３年３月31日　　単位　円）

科　　目	金　　額
売　上　高	494,187,771
期間満了メーター取替事業売上高	119,296,600
施設管理事業売上高	91,505,579
調査・システム管理等事業売上高	202,528,592
管工事事業売上高	80,857,000
売上原価	410,435,353
売上総利益	83,752,418
販売費及び一般管理費	84,263,686
営業利益	△ 511,268
営業外収益	437,712
受取利息	51,913
雑収入	385,799
営業外費用	494,290
雑損失	494,290
経常利益	△ 567,846
税引前当期純利益	△ 567,846
法人税、住民税及び事業税等	172,000
当期純利益	△ 739,846

２．貸借対照表

（令和３年３月31日現在　　単位　円）

科　目	当年度	前年度	増減
Ⅰ　資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	267,118,326	260,075,365	7,042,961
未収金	166,674,382	228,429,377	△61,754,995
貯蔵品	344,951	746,680	△401,729
前払金	609,120	421,820	187,300
流動資産合計	434,746,779	489,673,242	△54,926,463
2. 固定資産			
基本財産			
預金	3,000,000	3,000,000	0
基本財産合計	3,000,000	3,000,000	0
その他固定資産			
構築物	8,545,000	8,545,000	0
工具器具備品	11,754,400	18,714,650	△6,960,250
減価償却累計額	△19,428,155	△27,015,656	7,587,501
土地	10,719,000	10,719,000	0
電話加入権	1,862,160	1,862,160	0
敷金保証金			0
長期性預金	7,000,000	7,000,000	0
その他固定資産合計	20,452,405	19,825,154	627,251
固定資産合計	23,452,405	22,825,154	627,251
資産合計	458,199,184	512,498,396	△54,299,212
Ⅱ　負債の部			
1. 流動負債			
未払金	82,926,374	115,368,204	△32,441,830
未払費用	3,152,472	2,430,546	721,926
未払法人税等	172,000	226,100	△54,100
前受金	161,700	100,100	61,600
預り金	908,138	461,202	446,936
賞与引当金	8,850,072	11,579,085	△2,729,013
流動負債合計	96,170,756	130,165,237	△33,994,481
2. 固定負債			
預り保証金	455,280	293,160	162,120
退職給付引当金	104,608,036	124,335,041	△19,727,005
固定負債合計	105,063,316	124,628,201	△19,564,885
負債合計	201,234,072	254,793,438	△53,559,366
Ⅲ　正味財産の部			
1. 一般正味財産			
一般正味財産	256,965,112	257,704,958	△739,846
正味財産合計	256,965,112	257,704,958	△739,846
負債及び正味財産合計	458,199,184	512,498,396	△54,299,212

貸借対照表内訳表

（単位　円）

科　　目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	合　　計
Ⅰ　資産の部				
1. 流動資産				
現金			134,020	134,020
預金			266,984,306	266,984,306
未収金		166,674,382		166,674,382
貯蔵品		344,951		344,951
前払金			609,120	609,120
流動資産合計	0	167,019,333	267,727,446	434,746,779
2. 固定資産				
基本財産				
預金			3,000,000	3,000,000
基本財産合計	0	0	3,000,000	3,000,000
その他の固定資産				
構築物		2		2
工具器具備品		871,243		871,243
土地		10,719,000		10,719,000
電話加入権		1,862,160		1,862,160
長期性預金			7,000,000	7,000,000
その他固定資産合計	0	13,452,405	7,000,000	20,452,405
固定資産合計	0	13,452,405	10,000,000	23,452,405
資産合計	0	180,471,738	277,727,446	458,199,184
Ⅱ　負債の部				
1. 流動負債				
未払金		79,732,374	3,194,000	82,926,374
未払費用		3,152,472		3,152,472
未払法人税等			172,000	172,000
前受金		161,700		161,700
預り金		908,138		908,138
賞与引当金		8,850,072		8,850,072
流動負債合計	0	92,804,756	3,366,000	96,170,756
2. 固定負債				
預り保証金		455,280		455,280
退職給付引当金			104,608,036	104,608,036
固定負債合計	0	455,280	104,608,036	105,063,316
負債合計	0	93,260,036	107,974,036	201,234,072
Ⅲ　正味財産の部				
1. 一般正味財産				
一般正味財産	0	87,211,702	169,753,410	256,965,112
正味財産合計	0	87,211,702	169,753,410	256,965,112
負債及び正味財産合計	0	180,471,738	277,727,446	458,199,184

３．個別注記表

（１）重要な会計方針

①棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品　移動平均法による原価法

②固定資産の減価償却の方法

ⅰ　建物，構築物　定額法

ⅱ　機械装置，工具器具備品　定率法

③引当金の計上基準について

ⅰ　賞 与 引 当 金　職員に対する賞与の支給に備えるため，支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している。

ⅱ　退職給付引当金　職員の退職給付に備えるため，当期末における退職給付債務の見込み額に基づき，当期末に発生していると認められる額を計上している。

④消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は，税抜方式を採用している。

４．貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

（１）引当金の明細

（単位:円）

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	11,579,085	8,850,072	11,579,085	0	8,850,072
退職給付引当金	124,335,041	12,311,205	32,038,210	0	104,608,036

５．財産目録

（令和３年３月31日現在　　単位　円）

科　　目	金額	科　　目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産		流動負債	
現金預金		未払金	
小口現金、釣銭用現金	134,020	職員手当等	79,732,374
普通預金、大口定期預金	266,984,306	消費税精算確定額	3,194,000
未収金		未払費用	
水道局受託料	110,405,230	電気料金、ガス料金、電話料金等	3,152,472
その他の受託料	56,269,152	未払法人税等	
貯蔵品		法人市民税等	172,000
給水材料等	344,951	前受金	
前払金		駐車場使用料	161,700
労働災害総合保険	609,120	預り金	
流動資産合計	434,746,779	源泉所得税及び社会保険料等	908,138
固定資産		賞与引当金	
基本財産		正規職員、常勤嘱託職員	8,850,072
預金		流動負債合計	96,170,756
預金	3,000,000	固定負債	
基本財産合計	3,000,000	預り保証金	
その他固定資産		駐車場保証金	455,280
構築物		退職給付引当金	
駐車場	8,545,000	退職給付引当金	104,608,036
什器備品		固定負債合計	105,063,316
漏水探知機他	11,754,400		
減価償却累計額	△19,428,155		
土地			
西区美穂が丘（駐車場用地）	10,719,000		
電話加入権			
電話加入権	1,862,160		
長期性預金			
長期金利連動型変動金利定期預金	7,000,000		
その他固定資産合計	20,452,405		
固定資産合計	23,452,405	負　債　合　計	201,234,072
資　産　合　計	458,199,184	正　味　財　産	256,965,112

６．資産運用実績報告書

（令和２年４月１日～令和３年３月31日）

	商品名	運用先	預入日	期間	満期日	預入額（円）	利率（年・%）	受取利息（円）	備考
1	大口定期（自由金利）	みなと銀行	R1.12.18	6か月	R2.6.18	10,000,000	0.010	501	
			R2.6.18	6か月	R2.12.18	10,000,000	0.002	100	
			R2.12.18	6か月	R3.6.18	10,000,000	0.002		
2	大口定期（自由継続型）	三井住友銀行	R1.12.18	6か月	R2.6.18	9,511,184	0.010	476	
			R2.6.18	6か月	R2.12.18	9,511,588	0.002	95	
			R2.12.18	6か月	R3.6.18	9,511,669	0.002		
3	スーパー定期（自由継続型）	三井住友信託銀行	H28.4.26	5年	R3.4.26	7,000,000	0.007	491	H28.4.26 ～ R3.4.26
			H29.4.20	5年	R4.4.20	3,000,000	0.007	210	H29.4.20 ～ R4.4.20
4	大口定期	日新信用金庫	R1.11.7	6か月	R2.5.7	108,000,000	0.050	26,926	
			R2.5.7	6か月	R2.11.9	108,000,000	0.042	23,114	
			R2.11.9	6か月	R3.5.10	108,000,000	0.042		
							合計	51,913	

７．監査報告書

令和３年　５月 28 日

監 査 報 告 書

一般財団法人神戸市水道サービス公社
理事長　　山 本　　剛 司　　様

一般財団法人神戸市水道サービス公社

監事　　杉本　　亨

監事　　和氣　大輔

私たち監事は、令和２年４月１日から令和３年３月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 99 条第１項（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 99 条第１項）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 36 条及び第 45 条（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 64 条において準用する同規則第 36 条及び第 45 条）の規定に基づき本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

１　監査の方法及びその内容

各監事は、理事及びその使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書を監査いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算関係書類について監査いたしました。

２　監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

① 事業報告及び附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（２）計算関係書類の監査結果

計算関係書類は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているのと認めます。

以上

第２号議案　令和２年度公益目的支出計画実施報告書の承認について

令和２年度公益目的支出計画実施報告書

一般財団法人神戸市水道サービス公社

１．令和２年度の概要

１．公益目的財産額	359,590,497 円
２．当該事業年度の公益目的収支差額　（（１）＋（２）－（３））	61,588,429 円
（１）前事業年度末日の公益目的収支差額	53,891,334 円
（２）当該事業年度の公益目的支出の額	7,697,095 円
（３）当該事業年度の実施事業収入の額	0 円
３．当該事業年度末日の公益目的財産残額	298,002,068 円
４．２の欄に記載した額が計画に記載した見込み額と異なる場合、その概要及び理由	
計画策定時点の見込みに比べ、継１における公益目的支出の額が見込みを下回る一方、公１における公益目的支出の額が見込みを上回ったため、当該事業年度末日の公益目的収支差額が計画における見込額を上回ったものである。 なお、公益目的収支差額については、計画との差は 133,517 円であるが、今後の事業規模からみても、現時点においては計画期間に影響を及ぼすものではないと考える。	

【公益目的支出計画の状況】

公益目的支出計画の完了予定事業年度の末日	（１）計画上の完了見込み	令和 42 年 3 月 31 日
	（２）（１）より早まる見込みの場合	

	前事業年度		当該事業年度		翌事業年度
	計画	実績	計画	実績	計画
公益目的財産額	359,590,497 円	359,590,497 円	359,590,497 円	359,590,497 円	359,590,497 円
公益目的収支差額	53,773,048 円	53,891,334 円	61,454,912 円	61,588,429 円	69,136,776 円
公益目的支出の額	7,681,864 円	7,994,995 円	7,681,864 円	7,697,095 円	7,681,864 円
実施事業収入の額	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
公益目的財産残額	305,817,449 円	305,699,163 円	298,135,585 円	298,002,068 円	290,453,721 円

２．実施事業（公益目的事業）の状況等

事業番号	事業の内容
公１	小規模受水槽及び給水設備について、所有者等による適正な維持管理の実施に向けた啓発活動等を行う事業

（１）計画記載事項

事業の概要
（事業の趣旨） 本事業は、小規模受水槽及び給水設備の所有者又は管理者に、その適正な維持管理を促すことにより、安全、安心な水道を実現し、市民福祉の向上を図ることを目的とする。 （事業の背景等） 容量 10 ㎥以下の小規模受水槽のうち、容量が３㎥を超えるものは、定期点検（年１回）の実施が神戸市受水槽衛生管理指導要綱により義務づけられているが、特に罰則はなく、また３㎥以下のものは同要綱でも努力義務にとどまっている。そのため、これら小規模受水槽の定期点検の受検率は非常に低く、水質検査などが定期的に行われていないものが多い。 また、集合住宅の配管などの給水設備は、当該集合住宅の所有者が管理するものとされているが、計画的な設備改修が行われず、老朽化に伴う漏水の可能性が高まっている。 本事業は、小規模受水槽及び集合住宅の配管などの給水設備の適正な維持管理の重要性を所有者又は管理者に認識してもらうための啓発活動等を行うものである。 （事業の特徴） 小規模受水槽等の管理状況は特にデータベース化されておらず、それらを網羅的に把握、啓発する事は民間営利事業者では困難である反面、公社では概ねすべての対象に対して事業実施が可能である。 また、実施にあたっては、啓発パンフレットを作成し、適正管理の重要性を周知するだけでなく、受水槽及び給水設備の維持管理に関する技術的能力を有効に活用することにより、実態に即した啓発を行う。 啓発活動は、適正な維持管理の重要性を所有者等に認識してもらうものであり、公社での受検等を促す目的で実施するものではない。 （事業の内容） 小規模受水槽の適正管理啓発及び集合住宅における給水設備の適正管理啓発 （実施内容） １．小規模受水槽の適正管理啓発 受水槽の維持管理について技術的能力を有する公社職員が個別訪問し、定期検査の実施を勧奨することにより、受水槽の水質維持を図る。また、より水質の維持を確保しやすい方法として、受水槽を使用せず直接住戸に給水する直結給水化への切替えも提案する。 ２．集合住宅における給水設備の適正管理啓発 給水設備の維持管理について技術的能力を有する公社職員が個別訪問し、給水設備改修計画の立案とその実施について助言等することにより、老朽化した給水設備の更新を促進する。 （事業実施のための財源） なし

（事業に必要となる資産） なし	
（１）当該事業に係る公益目的支出の見込額	2,664,318 円
（２）当該事業に係る実施事業収入の見込額	0 円

（２）当該事業年度の実施状況

事業の実施状況について	
１．受水槽等の適正管理啓発等事業 小規模受水槽設置者に対する適正管理の啓発のため、設置施設への戸別訪問を行った。	
（１）当該事業に係る公益目的支出の額	7,697,095 円
（２）当該事業に係る実施事業収入の額	0 円
（３）（（１）－（２））の額	7,697,095 円
（４）当該事業に係る損益計算書の費用の額	7,697,095 円
（５）当該事業に係る損益計算書の収益の額	0 円
（１）及び（２）に記載した額が計画に記載した額と異なる場合、その内容及び理由	
計画との収支の差5,032,777円は、人件費の増により公益目的支出の額が増加したためである。	

（３）実施事業資産の状況等

番号	資産の名称	時価評価資産の算定日の時価	移行後に取得した場合の取得価額	前事業年度末日の帳簿価額	当該事業年度末日の帳簿価額	使用の状況
		0 円	0 円	0 円	0 円	

【実施事業収入の額の算定について】

損益計算書の科目	（１）損益計算書の収益の額	（２）実施事業収入の額	（２）の額の算定に当たっての考え方
	0 円	0 円	

【公益目的支出の額の算定について】

損益計算書の科目	（１）損益計算書の費用の額	（２）公益目的支出の額	（２）の額の算定に当たっての考え方
施設管理事業 受水槽適正	7,697,095 円	7,697,095 円	異なる費用科目はないため左記は同額である。
計	7,697,095 円	7,697,095 円	

３．実施事業（継続事業）の状況等

事業番号	事業の内容
継１	水・インフラ整備の海外展開を志向する地元企業等に対して技術的な指導又は助言をするなどの支援を行う事業

（１）計画記載事項

事業の概要
（事業の趣旨） 本事業は、浄水場などの水・インフラ施設の整備又は維持管理事業の実施に関して海外展開を志向する地元企業等の支援を行うことにより、もって地元企業等の振興を図ることを目的とする。 欧米などの海外企業には水道事業を行うものが多数あり、水・インフラ施設の整備又は維持管理にノウハウを有しているが、地元企業等にはそのような実績がないことから、そのようなノウハウに乏しい地元企業等が海外において水・インフラ施設の整備又は維持管理事業を実施可能となるよう支援する。 （内容） 浄水場などの水道施設の整備又は維持管理について技術的能力を有する公社職員より、具体的な整備内容を前提としない一般的な内容について、事業実施可能性などの初歩的な面での技術的な指導又は助言を行う。 これまで、水質試験所の設置にあたって必要となる管理運営体制についての助言、海外で布設する水道管について、必要となる品質、規格についての相談に応じている。 （対象） 基本的には、神戸市と水・インフラ整備に関する相互協力協定を締結した地元企業等を原則とするが、地元企業等であれば、それにとらわれず、幅広く相談に応じる。 （実施時期）　随時 （実施方法）　技術的能力を有する公社職員による面談 （指導料）　無料 （事業実施のための財源）　なし （事業に必要となる資産）　なし

（１）当該事業に係る公益目的支出の見込額	1,141,546 円
（２）当該事業に係る実施事業収入の見込額	0 円

（２）当該事業年度の実施状況

事業の実施状況について	
実施企業：実施なし 実施時期：実施なし	
（１）当該事業に係る公益目的支出の額	０円
（２）当該事業に係る実施事業収入の額	０円
（３）（（１）－（２））の額	０円
（４）当該事業に係る損益計算書の費用の額	０円
（５）当該事業に係る損益計算書の収益の額	０円
（１）及び（２）に記載した額が計画に記載した額と異なる場合、その内容及び理由	
計画との収支の差1,141,546円は、コロナ禍の影響等により実施が出来なかったためである。	

（３）実施事業資産の状況等（事業単位ごとに作成してください。）

番号	資産の名称	時価評価資産の算定日の時価	移行後に取得した場合の取得価額	前事業年度末日の帳簿価額	当該事業年度末日の帳簿価額	使用の状況
		０円	０円	０円	０円	

【実施事業収入の額の算定について】

損益計算書の科目	（１）損益計算書の収益の額	（２）実施事業収入の額	（２）の額の算定に当たっての考え方
	０円	０円	

【公益目的支出の額の算定について】

損益計算書の科目	（１）損益計算書の費用の額	（２）公益目的支出の額	（２）の額の算定に当たっての考え方
調査・システム管理等事業支出 水・インフラ(自主)	０円	０円	異なる費用科目はないため、左記は同額である。
計	０円	０円	

４．その他

別表Ａ【公益目的支出計画実施期間中の収支の見込みについて】

（１）その他の主要な事業について

変更の内容及び公益目的支出計画の実施に対する影響等
該当なし

（２）資産の取得や処分、借入について

実施内容（計画の変更内容）及び公益目的支出計画の実施に対する影響等
該当なし

別表Ｂ【引当金等の明細】

（１）実施事業に係る引当金

該当なし

（２）（１）以外の引当金のうち、算定日において計上していたもの

番号	引当金の名称		目的		
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
1	退職給付引当金		職員の退職給付を行ったため。		
	124,335,041円	12,311,205円	32,038,210円	円	104,608,036円
2	賞与引当金		職員の賞与支給を行ったため。		
	11,579,085円	8,850,072円	11,579,085円	円	8,850,072円

（３）「その他支出又は保全が義務付けられているもの」としたもの

該当なし

５．監査報告書

令和３年　５月 28 日

令和２年度公益目的支出計画実施報告書に関する監査報告

一般財団法人神戸市水道サービス公社
理事長　　山 本　剛 司　様

一般財団法人神戸市水道サービス公社

監事　　杉本　亨

監事　　和氣　大輔

私たち監事は、令和２年４月１日から令和３年３月 31 日までの令和２年度事業年度の公益目的支出計画実施報告書について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 127 条第２項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 124 条第１項（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 199 条において準用する同法第 124 条第１項）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則第 43 条の規定に基づき、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１　監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行状況について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査し、当該事業年度に係る公益目的支出計画実施報告書について検討いたしました。

２　監査の意見

当法人の公益目的支出計画実施報告書は、法令及び定款に従い、法人の公益目的支出計画の実施の状況を正しく示しているものと認めます。

以上

第３号議案　定時評議員会の招集の決定について

一般財団法人神戸市水道サービス公社定款第 16 条第１項に規定する評議員会を次のとおり招集する。

１．日　時　令和３年６月 23 日（水）午前 10 時 00 分～
２．場　所　神戸市水道サービス公社　大会議室（Web 会議）
３．目的である事項等
　１．報告事項
　(1) 令和２年度事業報告について
　(2) 令和２年度公益目的支出計画実施報告書について
　(3) 理事長及び常務理事の職務執行の状況報告
　２．決議事項
　第１号議案　令和２年度決算に係る貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認について
　第２号議案　理事４名の選任について

【理事候補者に関する略歴等参考資料】

候補者番号	氏　　名	略歴、この法人における地位・担当及び他の法人等における主な役職
1	やまもと　たけし 山本　剛司 重任	令和２年４月　当法人　理事就任 令和２年４月　当法人　代表理事就任 現在に至る
2	えもと　なおすけ 江本　直輔 重任	令和３年４月　当法人　理事就任 令和３年４月　当法人　常務理事就任 現在に至る
3	おおてら　なおひで 大寺　直秀 重任	平成 31 年４月　当法人　理事就任 現在に至る （一財）神戸すまいまちづくり公社　専務理事
4	やまはた　えみ 山端　恵実 重任	令和２年４月　当法人　理事就任 現在に至る 神戸市水道局　副局長

第３号議案　評議員４名の選任について

【評議員候補者に関する略歴等参考資料】

候補者番号	氏　　名	略歴、この法人における地位・担当及び他の法人等における主な役職
1	瓦田（かわらだ）　太賀四（たかし） 重任	平成25年４月　当法人　評議員就任 現在に至る 園田学園女子大学　経営学部長
2	藤原（ふじわら）　正廣（まさひろ） 重任	平成25年４月　当法人　評議員就任 現在に至る 京町法律事務所　弁護士
3	三宅（みやけ）　雅也（まさや） 重任	令和２年４月　当法人　評議員就任 現在に至る 神戸商工会議所　総務部　部長
4	山本（やまもと）　泰生（やすお） 重任	令和２年４月　当法人　評議員就任 現在に至る 神戸市水道局　水道局長

報告事項１　理事長及び常務理事の職務執行の状況報告

（令和３年３月 13 日～令和３年６月６日）

１．取組状況

役職名	氏名	主な取組状況
理事長	山本（やまもと）　剛司（たけし）	組織や業務を指揮･統括し､一般財団法人として自主性･自律性を持った組織運営に務めた。
常務理事	江本（えもと）　直輔（なおすけ）※	理事長のもと、組織や業務全般を指揮・統括した。

※ 令和３年４月１日就任

２．経営改善の取り組み

（１）新規事業の受託

・工業用水道受付センター運営業務

・縦断輻輳管統合工事

・各所防草対策工事詳細設計業務

３．競争性導入への対応

（１）期間満了メーター取替業務委託公募への対応

・令和３年夏頃に予定されている東部センター管内、中部センター管内及び北センター管内の満了メーター取替業務の公募に対し、所要の応募手続を準備している。

４．水道技術連携相談ワンストップ相談窓口の開設について

兵庫県内自治体の水道事業をサポートするため、兵庫県と神戸市水道局は、県市連携により「ワンストップ相談窓口」を令和３年４月に開設した。

「ワンストップ相談窓口」は、県下の水道事業体から水道事業に関する相談を受け付け、兵庫県、神戸市水道局、阪神水道企業団、（公財）兵庫県まちづくり技術センター及び神戸市水道サービス公社の知識・経験やノウハウ、事例を基にお答えし課題解決をサポートする。

公社は、その相談窓口及び相談回答を担当する。

５．水道 web 閲覧システム運営における ID・パスワードの誤発行について

（１）概要

令和３年５月６日、公社が神戸市水道局から事業受託して運営している神戸市水道ｗｅｂ閲覧システムにおいて、午前９時 50 分から 10 時 10 分までの間、システムの管理者サイトが閲覧できる状態になった。閲覧申請者に対し、本来の ID 及びパスワードではなく、誤って管理者用の ID 及びパスワード発行してしまったことが原因である。(95 人分)

（２）その後の対応

午前 10 時 10 分に閲覧サイトを閉鎖。閲覧者２名を特定し、管理者サイトの記録を残していないことを電話で確認。閲覧申請者に新パスワードを発行し、電話で了承を得たうえ、緊急避難的にメールで発送するとともに併せて郵送する。

同日中に神戸市水道局に報告し、５月７日に記者発表。

５月 10 日午前９時にシステムを稼働再開した。

（３）再発防止策

パスワードの発行にあたっては、組織としてチェック体制を徹底する。

（参考資料）

Ⅰ　公社の概要

１．名　　称　一般財団法人　神戸市水道サービス公社

２．所　在　地　神戸市須磨区大池町５丁目６番30号

３．設立年月日

設立許可　　昭和40年８月13日
設立登記　　昭和40年８月26日
名称変更登記　昭和60年７月22日
名称変更登記　平成25年４月１日

４．出　資　金　110,000千円

出資者	出資年度	出資理由	出資額
神戸市	昭和40年度	設立のため	5,000千円
神戸市	昭和46年度	事業量増大に対処するため	5,000千円
神戸市	平成21年度	経営基盤強化のため	100,000千円

５．機　　構

令和３年５月１日現在

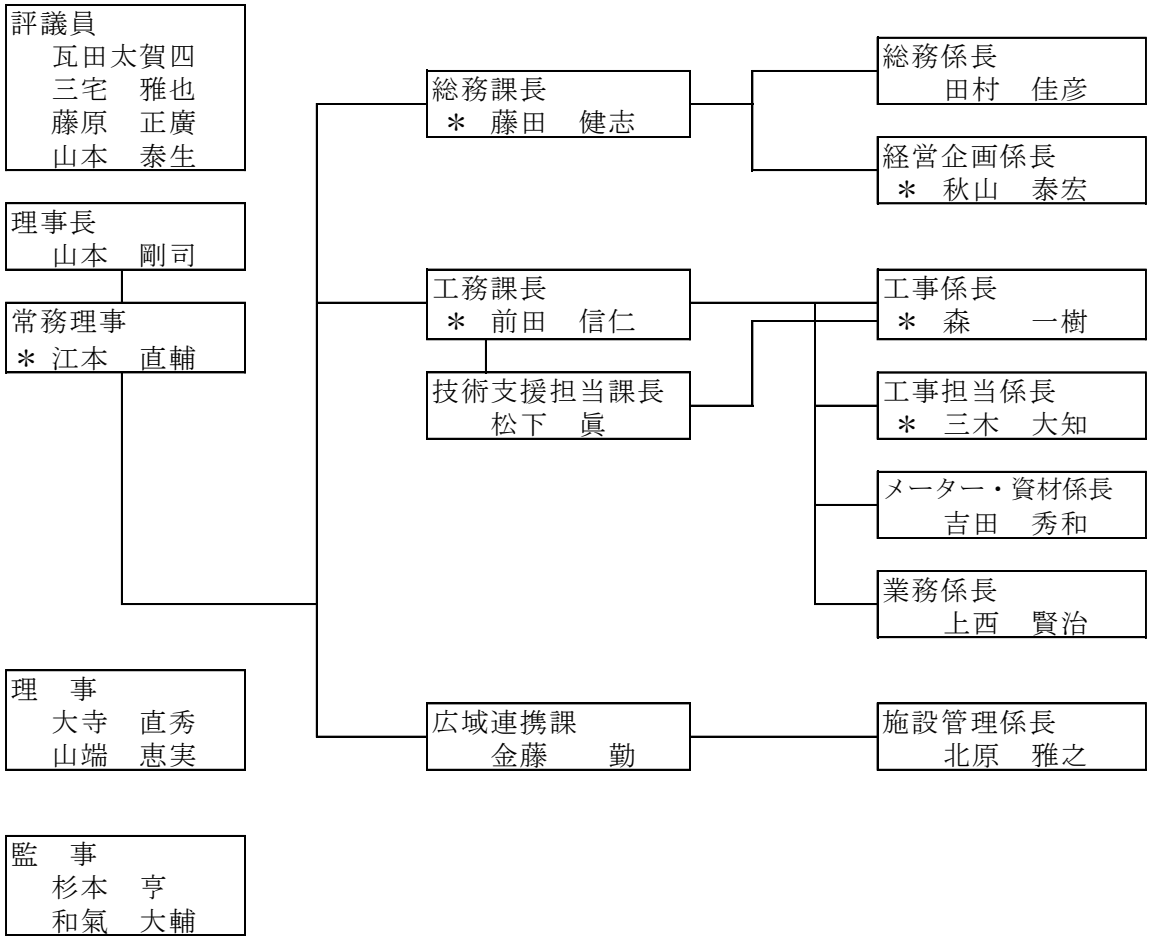

＊は、神戸市水道局派遣職員

６．役職員数（常勤）

令和３年５月１日現在（単位：人）

区分 課	常　勤 役　員	課長級	係長級	事　務 職　員	技　術 職　員	嘱　託 職　員	計
総　務　課	２（１）	１（１）	２（１）	３		３	１１（３）
工　務　課		２（１）	４（２）	３	２（１）	１１	２２（４）
広域連携課		１	１		５	４	１１
計	２（１）	４（２）	７（３）	６	７（１）	１８	４４（７）

（　）内は神戸市水道局派遣職員数で内数

Ⅱ　一般財団法人神戸市水道サービス公社定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は，一般財団法人神戸市水道サービス公社（英語名　Kobe Water　Service Corporation）と称する。

（事務所）

第２条　この法人は，主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は，神戸市内における水道の円滑な利用の促進と適正かつ合理的な維持管理を行うために必要な事業を行うとともに，その技術的能力を活用して国内外の水道事業を支援し，もって神戸市水道事業の合理的な運営と市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は，前条の目的を達成するため，次の事業を行う。

⑴　水道事業に関する調査研究

⑵　住宅団地の受水装置の適正管理啓発及び維持管理業務の受託

⑶　水道事業の事務，工事及び管理業務の受託

⑷　簡易水道の経営及び技術相談

⑸　国内外の水道事業の事業者への技術指導及び助言等

⑹　労働者派遣事業

⑺　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　資産及び会計

（事業年度）

第５条　この法人の事業年度は，毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終わる。

（事業計画及び予定損益計算書等）

第６条　この法人の事業計画書，予定損益計算書及び予定貸借対照表については，毎事業年度開始の日の前日までに，理事長（第20条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し，理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も，同様とする。

２　前項の書類については，主たる事務所に，当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第７条　この法人の事業報告及び決算については，毎事業年度終了後，理事長が次の書類を作成し，監事の監査を受けた上で，理事会の承認を受けなければならない。

⑴　事業報告

⑵　事業報告の附属明細書

⑶　貸借対照表

⑷　損益計算書

⑸　貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

２　前項の承認を受けた書類のうち，第１号，第３号及び第４号の書類については，定時評議員会に提出し，第１号の書類についてはその内容を報告し，その他の書類については承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか，監査報告を主たる事務所に５年間備え置くとともに，定款を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の分配禁止）
第８条　この法人は，剰余金の分配を行うことができない。
第４章　評議員
（評議員の定数）
第９条　この法人に評議員３名以上７名以内を置く。
（評議員の選任及び解任）
第10条　評議員の選任及び解任は，一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い，評議員会において行う。
（評議員の任期）
第11条　評議員の任期は，選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし，再任を妨げない。
２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は，退任した評議員の任期の満了する時までとする。
３　評議員は，第９条に定める定数に足りなくなるときは，任期の満了又は辞任により退任した後も，新たに選任される者が就任するまで，なお評議員としての権利義務を有する。
（評議員に対する報酬等）
第12条　評議員に対して，各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で，評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を，報酬として支給することができる。
２　評議員には，その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
第５章　評議員会
（構成）
第13条　評議員会は，すべての評議員をもって構成する。
（権限）
第14条　評議員会は，次の事項について決議する。
⑴　理事及び監事並びに評議員の選任及び解任
⑵　理事及び監事の報酬等の額
⑶　評議員に対する報酬等の支給の基準
⑷　貸借対照表及び損益計算書の承認
⑸　定款の変更
⑹　残余財産の処分
⑺　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
（開催）
第15条　評議員会は，定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか，必要がある場合に開催する。
（招集）
第16条　評議員会は，法令に別段の定めがある場合を除き，理事会の決議に基づき理事長が招集する。
２　評議員は，理事長に対し，評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して，評議員会の招集を請求することができる。
（議長）
第17条　評議員会の議長は，評議員会において互選する。
（決議）

第18条　評議員会の決議は，決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し，その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず，次の決議は，決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
⑴　監事の解任
⑵　評議員に対する報酬等の支給の基準
⑶　定款の変更
⑷　その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては，各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には，過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
４　第１項及び第２項の規定にかかわらず，一般法人法第194条第１項の要件を満たしたときは，評議員会の決議があったものとみなす。
（議事録）
第19条　評議員会の議事については，法令で定めるところにより，議事録を作成する。
２　議長及び出席した評議員の中から選出された２名が，前項の議事録に記名押印する。
第６章　役員
（役員の設置）
第20条　この法人に，次の役員を置く。
⑴　理事　３名以上７名以内
⑵　監事　２名以内
２　理事のうち１名を理事長，１名を常務理事とする。
３　前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし，常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第１項第２号の業務執行理事とする。
（役員の選任）
第21条　理事及び監事は，評議員会の決議によって選任する。
２　理事長及び常務理事は，理事会の決議によって理事の中から選定する。
３　監事は，この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
（理事の職務及び権限）
第22条　理事は，理事会を構成し，法令及びこの定款で定めるところにより，職務を執行する。
２　理事長は，法令及びこの定款で定めるところにより，この法人を代表し，その業務を執行する。
３　常務理事は，理事長を補佐し，理事会において別に定めるところにより，この法人の業務を執行する。
４　理事長及び常務理事は，毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上，自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
（監事の職務及び権限）
第23条　監事は，理事の職務の執行を監査し，法令で定めるところにより，監査報告を作成する。
２　監事は，いつでも，理事及び使用人に対して事業の報告を求め，この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
（役員の任期）
第24条　理事の任期は，選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議

員会の終結の時までとする。ただし，再任を妨げない。
２　監事の任期は，選任後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし，再任を妨げない。
３　補欠として選任された理事又は監事の任期は，前任者の任期の満了する時までとする。
４　理事又は監事は，第20条に定める定数に足りなくなるときは，任期の満了又は辞任により退任した後も，新たに選任された者が就任するまで，なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第25条　理事又は監事が，次のいずれかに該当するときは，評議員会の決議によって解任することができる。
⑴　職務上の義務に違反し，又は職務を怠ったとき。
⑵　心身の故障のため，職務の執行に支障があり，又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第26条　理事及び監事に対して，評議員会において別に定める総額の範囲内で，評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（責任の一部免除）

第27条　この法人は，一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第１項の賠償責任について，理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において，特に必要と認めるときは一般法人法第198条において準用する一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として，理事会の決議によって，免除することができる。

第７章　理事会

（構成）

第28条　理事会は，すべての理事をもって構成する。

（権限）

第29条　理事会は，次の職務を行う。
⑴　この法人の業務執行の決定
⑵　理事の職務の執行の監督
⑶　理事長及び常務理事の選定及び解職

（招集）

第30条　理事会は，理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは，各理事が理事会を招集する。

（議長）

第31条　理事会の議長は，理事長がこれに当たる。ただし，理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは，他の理事がこれに当たる。

（決議）

第32条　理事会の決議は，決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し，その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず，一般法人法第197条において準用する一般法人法第96条の要件を満たしたときは，理事会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第33条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは，その事項を理事会へ報告することを要しない。

２　前項の規定は，第22条第４項の規定による報告については，適用しない。

（議事録）

第34条　理事会の議事については，法令で定めるところにより，議事録を作成する。

２　出席した理事長及び監事は，前項の議事録に記名押印する。

第８章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第35条　この定款は，評議員会の決議によって変更することができる。

２　前項の規定は，この定款の第３条，第４条及び第10条についても適用する。

（解散）

第36条　この法人は，この法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（残余財産の帰属）

第37条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は，評議員会の決議を経て，公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第５条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第38条　この法人の公告は，主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附　則

１　この定款は，一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第１項において読み替えて準用する整備法第106条第１項に定める一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

２　整備法第121条第１項において読み替えて準用する整備法第106条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記を行ったときは，第５条の規定にかかわらず，解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし，設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　この法人の設立の登記の日に就任する理事は，次に掲げる者とする。

神田勉，山本裕光，中川欣哉，水口和彦

４　この法人の最初の理事長は神田勉，常務理事は山本裕光とする。

５　この法人の設立の登記の日に就任する監事は，次に掲げる者とする。

和氣大輔

附　則

この定款は，令和３年３月17日から施行する。

Ⅲ　一般財団法人神戸市水道サービス公社資産運用規程

（目的）

第１条　この規程は，一般財団法人神戸市水道サービス公社の資産に関わる運用指針，運用手続等について定め，もって資産の適正かつ効率的な運用に資することを目的とする。

（資産の区分）

第２条　運用の対象とする資産の区分は，基本財産及び通常財産とする。

（資産運用責任者）

第３条　資産運用事務を処理するため，資産運用責任者を置く。

２　資産運用責任者は，総務課長をもって充てる。

（基本方針）

第４条　基本財産は，元本返還が確実な方法で運用を行う。

２　運用財産は，元本返還の確実性が高く，かつ可能な限り高い運用益が得られる方法で運用を行う。

（運用対象）

第５条　運用対象は，次のとおりとする。

⑴　郵便貯金

⑵　金融機関への円建て預金

⑶　神戸市債

２　第１項の規定にかかわらず，理事会が特に認めた場合は，第１項に掲げる運用対象以外の商品に運用することができる。

（運用手続）

第６条　理事長は年度当初の理事会において前年度の運用実績を報告し，その承認を得なければならない。

２　資産運用責任者は個別の運用にあたっては，あらかじめ理事長の決裁を受けなければならない。

（その他）

第７条　この規程に定めるもののほか，資産運用に関し必要な事項は理事長が定める。

附　則

この規程は，平成22年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成25年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和 2年４月１日から施行する。